

広島県における処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件取扱要領

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件について」（令和7年9月16日付けこ成基202、7初幼教第4号こども家庭庁成育局保育政策課長、こども家庭庁成育局成育基盤企画課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）（以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、県における取扱いを定めるものとする。

なお、政令指定都市、中核市及び特定市町村に所在する施設・事業者については、当該各市町において加算の認定が行われるため、本取扱いからは除外する。

1 保育所・地域型保育事業所

(1) 修了すべき研修及び研修分野

保育所・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における処遇改善等加算（区分3）（以下「区分3」という。）の研修修了要件（以下「修了要件」という。）として、修了すべき研修分野及び対象者は以下のとおり。

研修分野		職位（注1）		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
保育士等キャリアアップ研修	専門分野別研修	専門分野別研修のうち3以上の研修分野	専門分野別研修のうち4以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
	乳児保育			
	幼児教育			
	障がい児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
	マネジメント研修	必須	×（注2）	×（注2）
	保育実践研修	×（注2）	×（注2）	×（注2）

（注1）各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付けこ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）第2の3（1）i及びiiに対応する。

（注2）原則として、専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能である。

(2) 修了要件に該当する研修

ア 保育士等キャリアアップ研修（平成29年度以降）

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は各都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。

イ 幼稚園教諭旧免許状更新講習

文部科学省の認定を受けて大学等が実施する幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更新講習のうち、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の各分野（ただし、「保育実践」は除く。）の「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ、同一分野を15時間以上修了している場合に限って、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。

(3) 修了要件における園内研修の取扱い

園内研修を受講した場合の取扱いについては、当面認めない。

(4) 修了要件の確認

修了要件の確認については、区分3認定の申請時に区分3対象者について、以下のものを添付する。

ア 研修受講履歴一覧（保育所及び地域型保育事業）（別紙様式4）

イ 一覧に記載の各職員が研修を修了していることの証明（修了書等の写し）

（ア）保育士等キャリアアップ研修：保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

（イ）幼稚園教諭旧免許状更新講習：大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し

(5) その他

本要領については、国通知・FAQ等により変更になる可能性がある。

2 幼稚園・認定こども園

(1) 修了すべき研修、研修分野及び時間数

幼稚園・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）における区分3の修了要件として、修了すべき研修内容及び対象者は以下のとおり。

研修分野	職位（注3）		
	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー（注4）
教育（・保育）の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修（注5）、（注6）	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野	15時間以上必須	—	—
うち園内研修	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

（注3） 1（1）（注1）に準ずる。

（注4） 幼稚園の若手リーダーについては、担当する職務分野に対応する研修を含めること。

（注5） 幼稚園の職員については、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育その他の保育所等に係る内容に特化した研修及び保育実践は含めることができない。ただし、保育実践研修については、受講年度により修了時間数に算入できる場合があるため、（注6）を参照すること。

（注6） 保育士等キャリアアップ研修のうち、マネジメント分野及び保育実践分野については、受講した年度により修了時間数に算入できる時間数が異なるため、以下のとおり取り扱う。（幼稚園・認定こども園共通）

受講年度	マネジメント分野	保育実践分野
令和元年度以前	すべての職種が対象	すべての職種が対象
令和2年度及び 令和3年度	中核リーダー及び専門リーダー	対象外
令和4年度以降	中核リーダー	対象外

(2) 修了要件に該当する研修

幼稚園等の職員が受講すべき研修は、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア～オの主体が実施する研修とする（各研修の受講時間数を合算する。）。

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）（平成29年度以降）

広島県が実施する対象研修は、広島県健康福祉局安心保育推進課のホームページに掲載する。

なお、各市町村、各都道府県が実施する研修については、要件に合致するものを対象とする。

イ 県が認定する団体（平成29年度以降）

「広島県施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に関する研修実施主体認定要綱」（令和8年3月6日付け施行）に基づき、広島県が研修実施主体と認定した団体（広島県健康福祉局安心保育推進課のホームページに掲載する。）が実施する研修とする。

ウ 大学等（平成29年度以降）

大学、大学共同利用機関、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）が実施する研修とする。

エ 園内における研修を企画・実施する幼稚園等（令和元年6月24日以降）

園内研修についての取扱いは、別紙「幼稚園・認定こども園が行う処遇改善等加算（区分3）に係る園内研修の取扱いについて」（令和8年3月6日付け施行）のとおりとする。

オ 幼稚園旧免許状更新講習及び免許法認定講習

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

(ア) 旧免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書）」	書類記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	30時間 (注4)

(イ) 免許法認定講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」 (平成 29 年 4 月 1 日以降に履修したもの)	取得単位数×15 時間 (注 4)

(注 4) 受講した旧免許状更新講習及び免許法認定講習の内容がマネジメント分野にあたる場合は、それを証明する資料を添付すること。県がその内容を確認できた場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修受講時間数として扱う。

(3) 修了要件の確認

修了要件の確認については、区分 3 認定の申請時に区分 3 対象者について、以下のものを添付する。

ア 研修受講履歴一覧(幼稚園及び認定こども園)(別紙様式 5)

イ 一覧に記載の各職員が研修を修了していることの証明(修了書等の写し)

(ア) 都道府県又は市町村が発行した研修修了証等の写し

なお、要件に合致する、各市町村・各都道府県が実施する研修については、修了証明がない場合、別紙様式第 3 号により、施設長が修了証明を行う。(研修後のレポート、復命書等を添付)

(イ) 県が認定する団体が発行する証明書等の写し

(ウ) 幼稚園旧免許状更新講習：教育委員会が発行する更新講習修了確認証明書または改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書の写し

(エ) 免許法認定講習：大学等が発行する学力に関する証明書の写し及び幼稚園教諭免許状の写し

(オ) 園内研修：園内研修(幼稚園・認定こども園)修了証明書(別紙様式第 2 号)研修後のレポート、復命書等

(4) その他

本要領については、国通知・FAQ 等により変更になる可能性がある。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 6 日から施行する。